

契約約款等の一部改正について

◇東京都水道局の契約で使用する契約等の約款について、改正民法への対応等を図るため、令和2年4月1日付けで、一部を改正します。

適用開始: 契約確定日が令和2年4月1日以降の案件

主な改正箇所及び改正の概要

瑕疵担保責任に関する見直し

＜物品買入契約・賃貸借契約＞

○民法で「隠れた瑕疵」があるという要件を、目的物の種類、品質等に関し、「契約の内容に適合しない」ものに改められたことから、契約約款でも用語を「瑕疵」から「契約不適合」に改めます。

＜物品買入契約＞

○民法で買主は、契約に適合しないことを知ってから1年以内にその旨の通知をしなければ修補請求等の権利行使ができないとされたことから、その旨を契約約款に規定します。

契約解除の要件に関する見直し

＜物品買入契約・賃貸借契約・委託契約＞

○民法で契約の解除に関する要件が改正されたことから、契約約款でも「催告による」解除権と「催告によらない（無催告）」解除権に区分し、契約解除の要件を整理し、明文化します。

○催告解除の要件として、民法で催告期間を経過したときにおける債務の不履行が「契約及び取引上の社会通念に照らして、軽微であるときは、解除できない」とされたことから、契約約款でもその旨の規定をします。

○「催告」をする場合は、「書面」によることを規定します。

○これまで、排除措置命令又は課徴金納付命令(以下「命令」という。)があった場合のみ契約解除の対象としていたため、命令の対象とならない違反事業者については、契約解除及び賠償金の請求の対象とすることが出来ませんでした。今後は、命令の対象とならない違反事業者であっても、契約解除の対象とすることとし、併せて、賠償金請求の対象とします。

その他の見直し

＜物品買入契約・賃貸借契約・委託契約＞

○遅延違約金の利率の根拠を明確にします。

なお、現時点では、年5%であり、当面の運用に変更はありません。

・上記の契約約款は代表的なものを記載しております。印刷製本請負契約等の契約約款も改正の対象となります。

・契約約款については、現在改正作業中です。落札決定後、落札者の方にお渡しする新たな契約書については、改正作業が完了次第、随時連絡させていただき、お渡しいたします。ご理解・ご協力のほど、お願いいたします。

・工事請負契約及び設計等委託契約の契約約款についても順次、改正を行っていきます。また、関係規程等も順次、見直していきます。